

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

意見内容	国土交通省の考え方
<p>以下、告示案の「2.改正の概要」に意見を行う。</p> <p>>(1)道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正 >2 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、(以下略) 除く対象については、乗車定員11人以上にすべきであると考ええる。 (安全基準及び燃費に関しても、乗車定員について「10人まで」「11人以上」「11人未満」のような、10人と11人で扱いを分ける形とすべきであると考ええる。そうすると、普通乗用自動車の中型未満と、バス・マイクロバスとなるもの間で分けるという様な合理的な分け方になるはずであるが、それは法制度上も市井の状況からも、適切な分け方であると考ええる。) (というか、乗車定員10人の車を除かないでいただきたい。乗車定員9人の車を含めて10人の車を除く、というのは、明らかに不適切であると考ええる。)</p> <p>>(2)装置型式指定規則の一部改正 安全基準については、上記にも記したが、乗車定員について「10人まで」「11人以上」「11人未満」のような、10人と11人で扱いを分ける形とするようにしていただきたい。(「乗車定員10人以上」という形での分け方を行わないでいただきたい。行っているのであれば、変更されたい。)</p> <p>>(4)自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正 基準(サイバーセキュリティについての)については、乗車定員について「10人まで」「11人以上」「11人未満」のような、10人と11人で扱いを分ける形とするようにしていただきたい。(「乗車定員10人以上」という形での分け方を行わないでいただきたい。行っているのであれば、変更されたい。もしその様な分け方をサイバーセキュリティに関しても行っているのであれば、であるが。)</p> <p>なお、国土交通大臣の許可を要する自動車に、被牽引自動車を追加するには賛成である。</p> <p>>(5)その他の関係告示の一部改正 見ていないので意見を行えない。 が、書面での手続きの場合は、押印又は署名の手続きについて残されたい。 また、各種の公務所からの書類交付については、公務員または公務所の印章について、担当部署を変える等の措置を行ってもよいので、行うようにされたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>オフセット前面衝突の適用範囲は国際基準と整合を図っており、今回の改正においても国際基準との整合を目的としています。</p> <p>また、今回の改正において、書面での手続きに係る内容は含まれていません。</p> <p>今後とも自動車行政にご理解をいただけますよう、よろしくお願ひ致します。</p>